

## 農道に関する戦略的な保全管理について

農林水産省農村振興局整備部設計課課長補佐（企画班）  
（前 地域整備課課長補佐（農村整備企画班））

萩尾 俊宏

### 1. はじめに

農道は、ほ場への通作や営農資機材の搬入、市場から消費地への輸送などに利用されるとともに、地域住民にとっての日常の交通路として、さらには災害時の避難路や迂回路、代替輸送路等としても活用されるなど、農業生産と農村生活を支える重要なインフラとなっている。今日、農道の総延長は約17万kmとなり、農道を構成する橋梁、トンネル、舗装などの構造物は経年劣化が進行している。このため、農林水産省では、性能が管理水準以下に低下してから整備を行う従来の事後保全ではなく、点検・診断に基づき計画的に補修を繰り返す予防保全の取組を徹底することで、ライフサイクルコストの低減を図る取組を推進しているところである。

本稿では、農道の整備状況について整理した上で、インフラ全般の保全対策に関する政府の計画、農道に関する基準・手引き及び活用可能な補助事業等について概説する。

### 2. 農道の整備状況について

2023（令和5）年8月時点における農道の総延長は17万793kmであり、東北、北陸、九州地方に多く存在している。農道橋（橋長15m以上のもの）は3,527施設（約157km）、農道トンネルは229施設（約82km）あり、いずれも中国、九州地方に多く存在している。また、これらの施設の大半は市町村が管理しており、総延長の66%、農道橋の95%、農道トンネルの100%が市町村管理となっている。また、農道の舗装済延長6万2,445km（総延長の37%）

に対して、未舗装延長は10万8,348km（同63%）に及んでおり、いわゆる砂利道が多いことも農道の特徴の一つと言える（図1）。

また、経年推移を見ると、過去20年間で農道の総延長はほぼ横ばいとなっており、まさにストックマネジメントの時代と言える。農道橋については、1980（昭和55）年代から2000（平成12）年代にかけて多く造成されており、造成後40年を超える施設が今後急増することになる。また、農道トンネルについては、1990（平成2）年から2010（平成22）年までの20年間で集中的に造成されていることから、今後同じタイミングで一斉に改修が必要になることが見込まれる（図2）。

### 3. インフラの保全対策に関する政府の計画等について

（1）2002（平成14）年（政府文書への位置付け）

インフラの老朽化等に対応する政府の計画としては、「経済財政運営と改革の基本方針2002」（いわゆる「骨太の方針」の第2弾）に、公共事業の効率化の手法として「既存ストックの有効活用」が初めて盛り込まれた。農林水産省においては、「土地改良長期計画（2003（平成15）年10月閣議決定）」に同趣旨の内容が盛り込まれたほか、「食料・農業・農村基本計画（2005（平成17）年3月閣議決定）」の中で、「既存ストックの有効活用の観点から農業水利施設等の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整

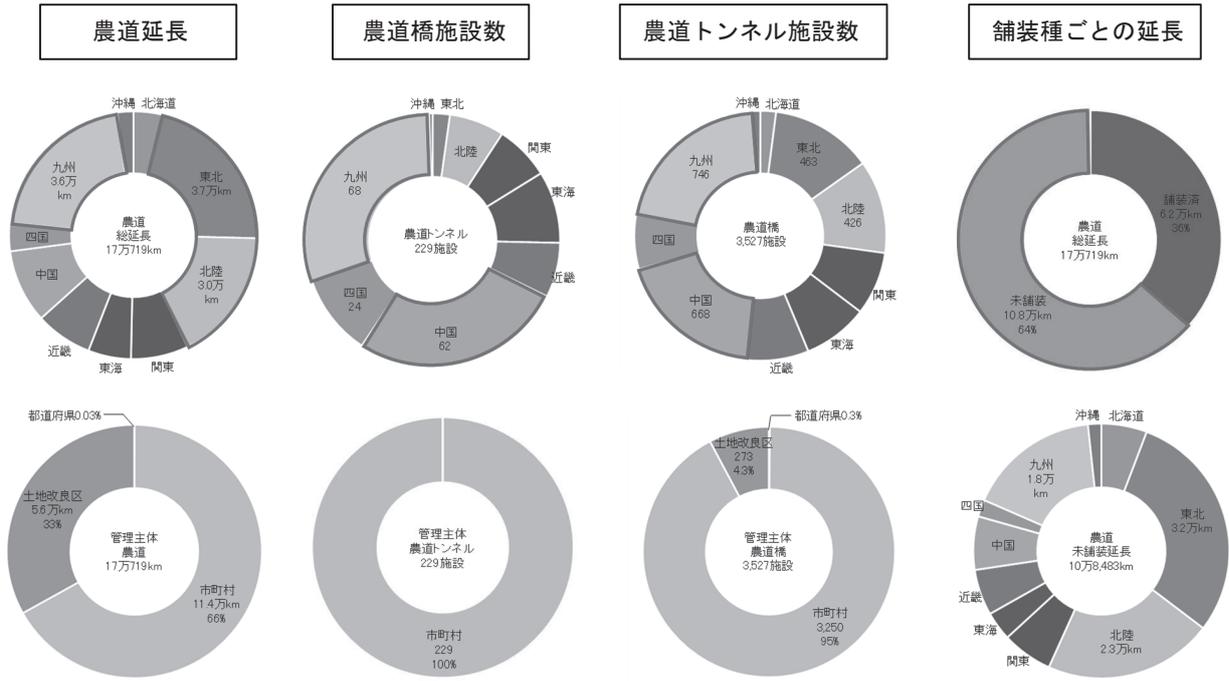


図1 農道の整備状況及び管理状況

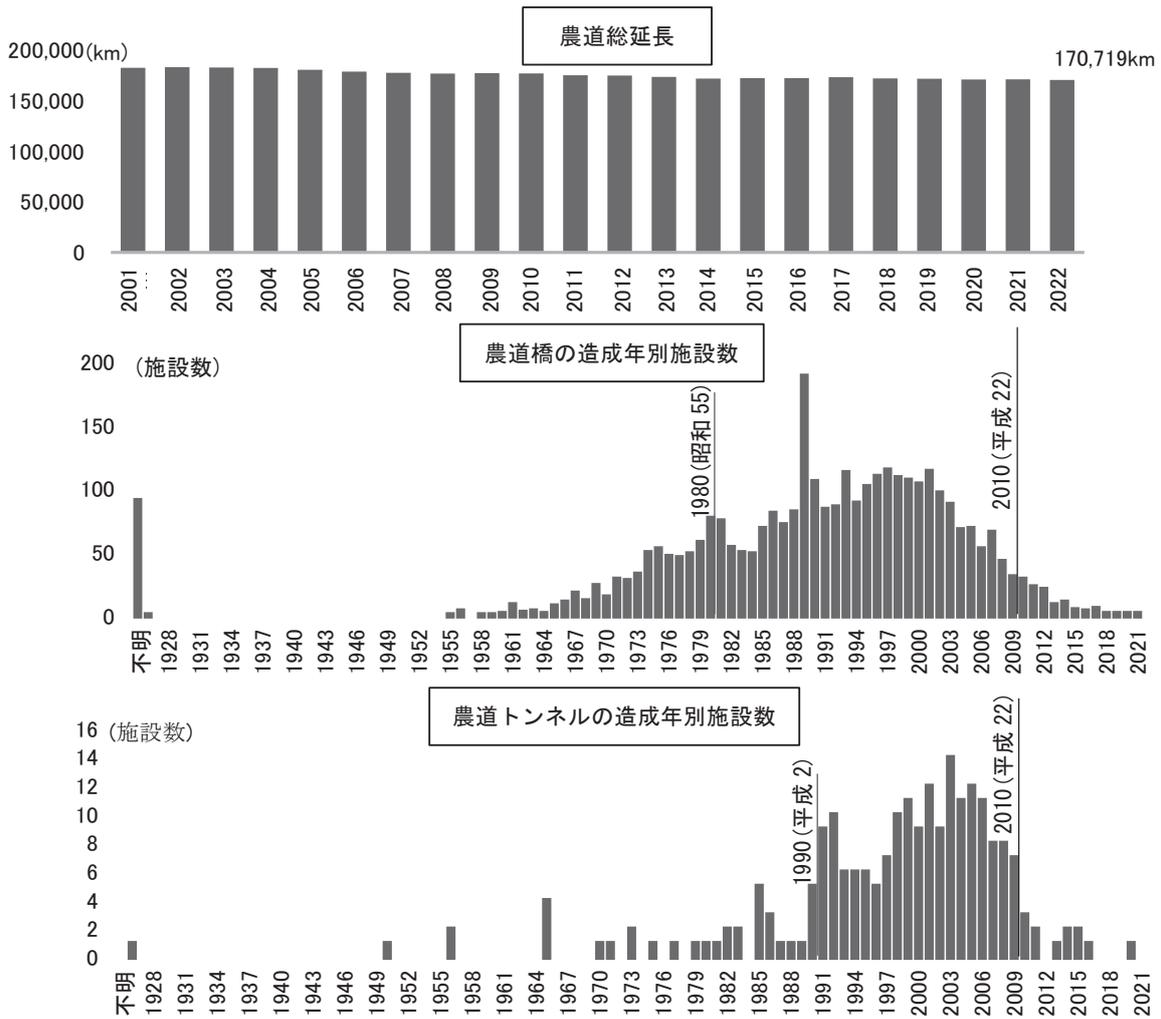


図2 農道の整備状況の推移並びに農道橋と農道トンネルの経年推移

備や保安全管理を充実する」旨が明記された<sup>1)</sup>。

### (2) 2012 (平成 24) 年 (笹子トンネル天井板落下事故)

2012 (平成 24) 年 12 月, 中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故が発生した。これを受けて, 翌年 1 月, 国土交通省は「社会資本の老朽化対策会議」を設置し, 2013 (平成 25) 年を「社会資本インフラメンテナンス元年」と位置付けた。同年 6 月には道路法を改正し点検基準を法定化した上で, 翌 7 月には「点検は, 知識及び技能を有する者が近接目視により, 5 年に一回の頻度で行うことを基本とする」旨を追記した道路法施行規則が施行された。なお, 国土交通省では, 事故直後にトンネル天井板の緊急点検を実施し, 続けて道路ストックの集中点検を実施している。農林水産省においても, 農道トンネル内の換気設備の設置状況を緊急調査し, 笹子トンネルと同様の吊り天井構造施設がないことを確認した上で, 農道橋・農道トンネルを対象とした農道総点検を実施した。

### (3) 2013 (平成 25) 年 (国土強靱化基本法施行)

2013 (平成 25) 年 10 月, 高度経済成長期等に集中的に整備されたインフラが今後一斉に高齢化する状況に適切に対応するとともに, 巨大地震等の大規模災害に備える必要性等から, 「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され, 翌 11 月, インフラの戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。さらに翌 12 月, 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 (平成 25 年法律第 95 号)」(以下「国土強靱化基本法」という。)が制定され, 翌 (2014 (平成 26)) 年 6 月には, 国土強靱化に関する国の計画等の指針として「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。本計画では, 起きてはならない最悪の事態の一つとして「食料等の安定供給の停滞」が設定されるとともに, 重要業績指標として「農道橋 (延長 15m 以上)・

農道トンネルを対象とした点検・診断の実施割合」が位置付けられた<sup>2)</sup>。

これらの動きを踏まえ, 同 (2014 (平成 26)) 年 8 月, 農林水産省農村振興局は, 中期的な取組の方向性を明らかにするため, 「インフラ長寿命化計画 (行動計画)」を策定した。同計画では, 農業水利施設, 農道等を対象とし, 「①日常管理による点検」, 「②定期的な機能診断」, 「③診断結果に基づく劣化予測, 効率的な対策工法の検討及び個別施設毎の長寿命化計画の作成」, 「④関係機関等との情報共有と適切な役割分担に基づく対策工事の実施」, 「⑤対策工事の情報蓄積及び利活用」から成るストックマネジメントサイクルの確立が重要であることを明記した<sup>3)</sup>。その上で, 農道管理者に対し, 「個別施設毎の長寿命化計画 (行動計画に基づき施設毎の具体的な対応方針を定めたもの。以下「個別施設計画」という。)」の策定を求めることとした。今日, 全国の農道橋及び農道トンネルの個別施設計画の策定率は 100% に達している。

### (4) 2019 (令和元) 年 (国土強靱化基本法施行後 5 年)

国土強靱化基本法の施行から 5 年が経過した 2018 (平成 30) 年 12 月, 「国土強靱化基本計画」が改訂されるとともに, 「防災・減災, 国土強靱化のための 3 か年緊急対策」(以下「3 か年緊急対策」という。)が閣議決定され, 2018 (平成 30) 年度から 2020 (令和 2) 年度までの 3 年間で特に緊急に実施すべき対策を完了 (概成) 又は大幅に進捗させることとされた。「防災のための重要インフラ等の機能維持」, 「国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持」にそれぞれ 3.5 兆円程度, 合わせて 7 兆円程度の事業規模とすることが明記された<sup>4)</sup>。

### (5) 2021 (令和 3) 年 (新たな「土地改良長期計画」)

2021~2025 (令和 3~7) 年度までの 5 年間で対象年度とした新たな「土地改良長期計画」が閣議決定された。「農村に人が安心して住み続けられるようにするため, 老朽化した農業集

落排水施設や農道・集落道の再編・強靱化等の農村生活を支えるインフラを確保するための取組を推進していく」こととされ、5年間の成果目標（活動指標）は「個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手の割合 10 割」、事業量は「保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル：農道橋約 50 箇所、農道トンネル約 10 箇所」とすることが明記された<sup>5)</sup>。

#### (6) 2021（令和3）年（5か年加速化対策）

3か年緊急対策の最終年度となる2020（令和2）年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下「5か年加速化対策」という。）が閣議決定された。今後5年間（2021～2025（令和3～7）年度）でおおむね15兆円程度の事業規模で取組の加速化・深化を図ることとされ、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」としておおむね2.7兆円程度を投じることが明記された<sup>6)</sup>。2023（令和5）年度補正予算まで含めて約2兆円が措置されるなど、事業の進捗が図られている。

#### (7) 2023（令和5）年（国土強靱化基本法施行後10年）

2023（令和5）年6月、国土強靱化実施中期計画を策定すること等を定めた改正国土強靱化基本法が施行され、翌7月、「国土強靱化基本計画」の変更が閣議決定された。同計画には、「多くのインフラを管理している市区町村では土木系を含む技術系職員数が減少するなど、メンテナンスに携わる担い手が不足している状況も踏まえ、新技術や点検・補修データの利活用などによりインフラメンテナンスの効率化を図る」こと、「施設に不具合が生じてから対策を行う「事後保全型」から、損傷が軽微な早期段階での手当てによって施設を長寿命化させる「予防保全型」への本格転換によりライフサイクルコストの低減を図るとともに、市区町村界にとられない広域的な観点から、複数の分野のインフラを群として捉え、官民連携や新技術・デジ

タルの活用によりメンテナンスを効率化・高度化するなど、広域的・戦略的なインフラマネジメントを進める」こと等が明記された<sup>7)</sup>。このうち、複数の分野のインフラを群として捉えてマネジメントする取組については、国土交通省の審議会である社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会においても同旨の提言がなされており、同省において、「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の検討が進められている。一例を挙げれば、2023（令和5）年12月、同省は地方公共団体を対象に「群マネ」の検討を行うモデル地域を公募し、11件（40地方公共団体）を選定している。このうち、島根県益田市は、近隣の津和野町、吉賀町とともに、市道、町道、農林道における橋梁やトンネルを水平連携（広域連携）によりマネジメントしていくことを掲げてモデル地区に選定されており、今後の動きが注目される。

## 4. 農道に関する基準・手引き等について

### (1) 土地改良事業計画設計基準「農道」

「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説設計「農道」は、国営土地改良事業の実施に当たり、設計を行う際に遵守しなければならない基本的な事項等を定めたものである。基準書及び技術書から構成されており、基準書は「①基準（事務次官通知）」、「②基準の運用（農村振興局長通知）」、「③基準及び運用の解説（設計課長通知）」により構成されている。2005（平成17）年3月の改定後18年が経過しており、2022（令和4）年11月、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会会長に改定に向けた諮問がなされた。具体的な検討項目としては、「①スマート農業の導入や農業機械の大型化への対応」、「②頻発化・激甚化する自然災害への対応」、「③ライフサイクルコストの低減を図る保全管理等についての対応」等が掲げられ、同審議会の農業農村振興整備部会技術小委員会に付託されて調査審議が行われた。保全管理に関する改定内容としては、①基準書（基準の運用）に「保

全管理」の項目を新設し、保全管理の基本的な考え方が記載されるとともに、②技術書にも「保全管理」の章を新設し、保全管理の必要性、基本的事項、手順等が記載された。また、基準書(基準及び運用の解説)において、経済性を検討する際には、ライフサイクルコストを考慮することが明記された。

2023(令和5)年11月、「土地改良事業計画設計基準 計画「農道」」についても、同様に諮問がなされ、技術小委員会に付託されて調査審議が行われた。計画「農道」については、2001(平成13)年の改定後、22年が経過していたものであり、保全管理に関する主な改定内容としては、①基準書(基準の運用)に、「保全管理」の項目を新設し、「農道の保全管理においては、農道の機能、社会的影響及びリスクに留意した上で、適正な管理体制と計画に基づいた保守点検、健全性の診断調査を行うとともに、施設機能の保全管理に努めなければならない」旨を追記するとともに、②技術書の「路面の調査と評価」項目において、「既設道路の損傷の進行が早い場合、工事履歴等を基に、表層の供用年数を把握し、可能な限り、修復履歴、舗装計画交通量、舗装構成、道路交通センサス等から得られる現状の大型車交通量(方向別)を基にした現状の計画大型車交通量を整理する」旨が追記された<sup>8)</sup>。

なお、審議資料や議事録は全て農林水産省ホームページに掲載されているので、詳細はこちらをご覧ください。

## (2) 農道保全対策の手引き及び農道橋直営点検マニュアル(案)

農道保全対策の手引きは、農道の適切な保全対策を推進するため、保全対策の実務に必要なとなる基本的事項を取りまとめたものである。2010(平成22)年度に検討を開始し、農業農村工学会農村道路研究部会の有識者からも意見を募った後、2012(平成24)年3月、全国の農道管理者等に配布した。その後4回の改定を行っており、現行の手引き(2021(令和3)年

4月改定版)には、個別施設計画や点検調査表に係る様式、点検診断・更新整備が可能な事業一覧、点検診断・保全対策の実施事例等を掲載している。また、2023(令和5)年3月には、市町村等の非技術系職員でも自らが農道橋の点検を行い、異常を早期に見極められるよう、農道橋直営点検マニュアル(案)を作成したところである。こちらも農林水産省ホームページに掲載されているので、是非とも御活用いただきたい。

## 5. 事業制度について

### (1) 農山漁村地域整備交付金について

2010(平成22)年度、「使い勝手の良い新たな交付金を国土交通省・農林水産省において創設する(平成22年度予算重点要点)」とされたことを踏まえ、農山漁村地域整備交付金が創設された(平成22年度予算額1,500億円)。以降、農道に関する事業は、主として本交付金を活用して実施されているところである。本交付金は、地方公共団体が自らの裁量により、農業農村、森林、水産の各分野の公共事業メニューを選択して実施できるものであり、農道の整備もメニューに含まれている。なお、交付金創設の翌年度、「投資補助金を所管する全ての府省が2011(平成23)年度から投資補助金の一括交付金化に取り組む(平成23年度予算編成の基本方針)」とされたことから、内閣府に「地域自主戦略交付金」が創設された(2011(平成23)年度予算額5,120億円)。この財源として、農山漁村地域整備交付金から1,090億円を拠出したため、農山漁村地域整備交付金の2011(平成23)年度予算額は318億円と急減した。2012(平成24)年12月、「地域自主戦略交付金」は廃止され、財源は各省に戻されることになったため、農山漁村地域整備交付金の2013(平成25)年度予算額は1,122億円となった。本交付金の2024(令和6)年度予算額は769億99百万円(対前年度比99.5%)であり、うち農業農村整備分は588億35百万円(同99.6%)となっ

ている。

## (2) 農村整備事業の創設について

農山漁村地域整備交付金は、地方公共団体にとって自由度が高く創意工夫が可能である等の利点がある一方、国全体から見て計画的かつ集中的な事業進捗を図る必要があるものについては政策誘導が難しいとの一面もあった。この点に関し、2019（令和元）年11月、財政制度等審議会において、「国全体としてストック効果を早期・着実に発現させる必要があるものなどについては交付金から個別補助金への更なるシフトを行うべきである（令和2年度予算の編成等に関する建議）」との記述がなされた。また、「食料・農業・農村基本計画（2020（令和2）年3月31日閣議決定）」において、「農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備」、「農村に人が住み続けるための条件整備」等が位置付けられた<sup>9)</sup>ことも踏まえ、2021（令和3）年度予算編成において、農村生活インフラの強靱化等を推進すべく、農山漁村地域整備交付金の一部を財源として、国が採択・予算配分を直接行う農村整備事業を創設した（2021（令和3）年度予算額63億円）。これにより、本事業を活用して農道の保全対策を計画的かつ集中的に講じることが可能となった。本事業の2023（令和5）年度補正予算額は1,248百万円、2024（令和6）年度予算額は6,866百万円（対前年度比94.9%）となっている。

## (3) 地方創生整備推進交付金について

地方創生整備推進交付金は、2005（平成17）年4月に成立した地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき、地域再生基盤強化交付金として内閣府に創設された交付金である（平成17年度予算額810億円）。①道（市町村道、広域農道、林道）、②污水处理施設（公共下水道、集落排水施設、浄化槽）、③港（港湾、漁港）の三分野について、省庁の枠を超えて二種類以上の施設を一体的に整備する場合に活用されるものであり、窓口は内閣府に一本化されている。2014（平成26）年11月に地方創生全体の方向

性を定める「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」が成立したことを踏まえ、2016（平成28）年度予算から地方創生整備推進交付金（まち・ひと・しごと創生交付金）に改変された（平成28年度予算額416億円）。さらに、2022（令和4）年度第2次補正予算において、デジタル田園都市国家構想交付金が創設されたことを受けて、2023（令和5）年度からは同交付金の地方創生推進タイプに位置付けられ、現在に至っている。本交付金の2024（令和6）年度予算額は397億77百万円（対前年度比100.0%）となっている。

## (4) 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）について

公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）は、地方公共団体が単独事業として、農業水利施設等の老朽化対策を行う場合に適用できる地方債である。充当率は90%、元利償還金に対する交付税措置率は財政力に応じて30～50%とされている。2018（平成30）年度より、農業水利施設に加えて、農道の長寿命化を図る取組も対象とされ、受益面積が概ね50ha未満の農道（橋梁、トンネル、舗装、小規模構造物、法面・斜面の小規模対策工等）や、上述した三つの国庫補助事業の実施要件を満たさない規模（総事業費が3,000万円未満）の農道の改修事業に適用されている。

## (5) 多面的機能支払交付金について

多面的機能支払交付金は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）」に基づき、地域の共同活動によって支えられている多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮を促進するために実施されているものである。前身の取組としては、「農地・水・環境保全向上対策」（2007～2010（平成19～平成22）年度）、「農地・水保全管理支払交付金」（2011～2013（平成23～平成25）年度）があり、2014（平成26）年度から「多面的機能支払交付金」に名称変更されている。現行制度は、①農地維持支払交付

金（農地法面の草刈り，水路の泥上げ，農道の路面維持等）及び②資源向上支払交付金（老朽化が進む水路，農道などの長寿命化のための補修等）の二つの交付金から構成されており，いずれも農道の保全対策に不可欠なツールとなっている。2022（令和4）年度における資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の実施状況を見ると，全国47都道府県932市町村の11,237組織において，約79万haの農用地が計画に位置付けられている。農道については，約20,000kmを対象に計画が策定され，うち616kmで補修又は更新が実施されている。本交付金の2024（令和6）年度予算額は，485億89百万円（対前年度比99.9%）となっている。

## 6. おわりに

予算的な制約がある中で，約17万kmに及ぶ農道の機能を将来にわたって適切に維持するためには，保全対策費用の最小化と平準化を図りながら，構造物の保全対策を計画的かつ効率的に実施していく必要がある。公共インフラに関するこうした内容が政府文書で初めて取り上げられてから20年以上が経過している。この間，様々な法律や計画に位置付けられたこともあり，取組の必要性・重要性は浸透し，一定の成果を挙げているものと考えられる。近年では，デジタル技術を活用した新たなメンテナンス手法の導入や，国土交通省における「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」など新たな動きも出てきている。古くて新しい問題であり，今後とも地道な取組が求められる。引き続き，関係各位の御指導と御協力をよろしくお願いしたい。

## 引用文献

- 1) 「食料・農業・農村基本計画（平成17年3月閣議決定）」  
[https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11389233/www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/pdf/20050325\\_honbun.pdf](https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11389233/www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/20050325_honbun.pdf)

- 2) 「国土強靱化基本計画」（内閣官房）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyujinka/kihon.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyujinka/kihon.html)
- 3) 「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（農林水産省農村振興局）  
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/infra/keikaku/attach/pdf/infura-5.pdf>
- 4) 「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」（内閣官房）  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/jyuyouinfura/sankanen/siryoul.pdf>
- 5) 「土地改良長期計画（令和3年3月閣議決定）」（農林水産省）  
<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/attach/pdf/index-13.pdf>
- 6) 「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速化対策」（内閣官房）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyujinka/5kanenkasokuka/pdf/taisaku.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyujinka/5kanenkasokuka/pdf/taisaku.pdf)
- 7) 「5か年加速化対策（加速化・深化分）の進捗状況」（内閣官房）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyujinka/pdf/r05\\_hoseiyosan.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyujinka/pdf/r05_hoseiyosan.pdf)
- 8) 「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会」（農林水産省）
  - ・令和4年度第2回配布資料（令和4年10月21日）  
[https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/seibibukai/gijutu\\_syoinkai/R0304/siryoul.html](https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/seibibukai/gijutu_syoinkai/R0304/siryoul.html)
  - ・令和5年度第1回配布資料（令和5年11月30日）  
[https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/seibibukai/gijutu\\_syoinkai/R0501/siryoul.html](https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/seibibukai/gijutu_syoinkai/R0501/siryoul.html)
  - ・令和5年度第1回配布資料（令和5年11月30日）  
[https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/seibibukai/gijutu\\_syoinkai/R0501/siryoul.html](https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/seibibukai/gijutu_syoinkai/R0501/siryoul.html)
  - ・令和5年度第2回配布資料（令和6年2月2日）  
[https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/seibibukai/gijutu\\_syoinkai/R502/siryoul.html](https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/seibibukai/gijutu_syoinkai/R502/siryoul.html)

「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会」（農林水産省）

- ・令和5年度第4回配布資料（令和6年3月7日）  
<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/bukai/R0504/siryoul.html>

- 9) 「食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）」  
[https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/attach/pdf/index-13.pdf](https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-13.pdf)
- 10) 農道保全対策の手引き（令和3年4月）（農林水産省農村振興局整備部地域整備課）  
[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s\\_seibi/attach/pdf/noudou2-11.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/attach/pdf/noudou2-11.pdf)
- 11) 農道橋直営点検マニュアル（案）（令和5年3月）（農林水産省農村振興局整備部地域整備課）  
[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s\\_seibi/attach/pdf/noudou2-29.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/attach/pdf/noudou2-29.pdf)
- 12) 農山漁村地域整備交付金（農林水産省）  
[https://www.maff.go.jp/j/study/other/e\\_mura/oomori/n-koufukin.html](https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html)
- 13) 農村整備事業（農林水産省）  
[https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s\\_seibi/nousonnseibi.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/nousonnseibi.html)
- 14) 地方創生推進交付金（内閣官房）  
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>
- 15) 公共施設等適正管理推進事業債（総務省）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000609778.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000609778.pdf)
- 16) 令和4年度多面的機能支払交付金の実施状況（農林水産省農村振興局）  
[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/r4jissi\\_joukyou-4.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/r4jissi_joukyou-4.pdf)

## 参考文献

- 1) 「農道整備状況調査」（農林水産省）  
<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noudou/>
- 2) 「インフラ老朽化対 - 策の推進に関する関係省庁連絡会議」（内閣官房）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html)
- 3) 「インフラ長寿命化基本計画」（内閣官房）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra\\_roukyuuka/pdf/houbun.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/pdf/houbun.pdf)
- 4) 「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組（国土交通省）  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03\\_hh\\_000320.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo03_hh_000320.html)
- 5) 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（首相官邸）  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/pdf/20230602yusyutukakudai\\_honbun.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/pdf/20230602yusyutukakudai_honbun.pdf)

